

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

馬 淵 川 流 域 保 全 計 画

平 成 2 0 年 3 月

青 森 県

目 次

第1	保全すべきふるさとの森と川と海の特質その他ふるさとの森と川と海の保全に関する基本的な事項	1
1	馬淵川流域の概要	1
2	馬淵川流域の保全地域	2
3	保全すべき森・川・海の環境の特質の概要	5
4	保全地域の土地利用、地域文化の概要	6
5	保全の方針その他保全に関する基本的な事項	8
第2	ふるさとの森と川と海の保全についての施策に関する事項	9
1	清流管理指針	9
2	森・川・海の主要な要素を保護するための事項	14
3	森・川・海の維持・管理に関する事項	17
4	管理上必要な保全施設の整備に関する事項	17

第1 保全すべきふるさとの森と川と海の特質その他ふるさとの森と川と海の保全に関する基本的な事項

1 馬淵川流域の概要

馬淵川流域は、西方を奥羽山脈、南方を北上高地の山々に囲まれた岩手県北部から青森県南東部に位置し、その源を岩手県北上高地の袖山（標高 1,215m）に発し、いったん南下したのち、流路を北に変え、高原状の北上高地と脊梁奥羽山脈の山間を北流しつつ、県境付近にて奥羽山脈に源を発する安比川等の支川を合わせ、青森県に入り、熊原川、猿辺川、浅水川等の支川を合流し、青森県南部の八戸平野を貫流して太平洋に注いでいる。

馬淵川は幹川流路延長 142.4km、流域面積 2,054.6km²（うち青森県の区間は延長 41.7km、流域面積 704.8 km²）の一級水系の河川で、その流域は 3 市 7 町 1 村からなり、岩手県北部、青森県三八地方における社会・経済・文化の中心的基盤をなしている。

馬淵川の河道は、中・上流部は原始河川に近い掘込河道で、勾配も急な山地河川の様相を呈し、下流部は、川幅が広く河川の勾配も緩くなり、八戸市街を流下することもあって都市河川の様相が強くなる。河床勾配は、上流部は 1 / 170 ~ 1 / 580、中流部は 1 / 580 ~ 1 / 2,100、下流部は 1 / 2,100 程度である。

馬淵川流域の地形は、上流部が火山山地及び起伏山地、中流部が火山性丘陵地、下流部が火山性丘陵地及びローム台地となっている。地質は、本川上流部の古生層及び安比川流域の第三紀火山噴出岩の分布を除くと、ほとんどが第四紀火山噴出岩の地質となっている。

流域の気候は全体的に湿潤温暖な太平洋気候で、北東北地方に位置しながらも年間を通じて比較的穏やかであり、夏はしのぎやすく、降雪量も少ない気候であるが、春から夏にかけて偏東風（通称「やませ」）が吹き、異常低温や日照不足が発生しやすい。

馬淵川水系の水利用としては、古くから農業用水を主として利用されているが、大正初期に発電での利用が始まってからは、発電の利用率が大きくなっている。近年では、河口に位置する八戸市の経済・産業の発展に伴い、水道・工業用水などの都市用水での利用がなされている。

馬淵川水系の河川横断施設としては、揚水機や頭首工などが各所に設置されているほか、大規模なものとしては農地防災ダムである夏坂ダム（熊原川）や花木ダム（杉倉川）がある。また、熊原川や杉倉川などの上流域には、砂防施設が各所に設置されている。

馬淵川流域の森林区域は、黒森山周辺の熊原川上流域や、朝日奈岳や大黒森周辺の相米川・種子川・猿辺川上流域に位置し、ブナ・ナラ等の天然林及びスギ・カラマツ等の人工林から成っている。これらの地区は、馬淵川の水源を蓄え、安定した川の流れを保ち、洪水や濁水を緩和する働きがあることから、ほとんどが水源かん養保安林に指定されている。また、中流域の名久井岳周辺の森林区域は、三戸町に面した区域では、比較的急峻な地形になっていることから、土砂流出防備保安林に指定されている。

馬淵川は、昭和初期まで河口付近で右曲し支川新井田川と合流していたため、洪水のたびに氾濫を繰り返してきた。このため、昭和 14 年には放水路事業に着手し、昭和 30 年には新井田川と完全分離する形となり、河口付近の馬淵川と新井田川の三角地帯は洪水常襲地帯から解消されたものの、近年においても洪水において浸水被害が発生するなど未だ治水対策が課題となっている。

2 馬淵川流域の保全地域

馬淵川流域における保全地域は、自然環境が優れた状態を維持している区域のうち、森と川と海の保全を図る上で特に重要と認められる区域として、自然環境が優れていること、多様な動植物や希少な種が生息・生育していること、地域住民との関わりが深いことなどの理由から、下記の区域を保全地域として指定する。

表 1 馬淵川流域保全地域

保 全 地 域	
森林	<p>下記の国有林及び民有林に含まれる主な「^{すいとほぜんりん}水土保全林」及び「^{もり}森林と人との共生林」の区域</p> <p>< 国有林 ></p> <p>(遠瀬深山) 501林班、502林班の内、503林班の内、504林班、505林班、506林班、507林班の内、508林班、509林班、510林班の内、511林班の内、512林班、513林班、514林班、515林班の内、516林班、517林班、518林班の内、519林班の内、520林班、521林班の内</p> <p>(南来満山) 522 林班の内、523 林班の内、524 林班、525 林班、526 林班の内、527 林班、528 林班の内、529 林班の内、530 林班、531 林班の内、532 林班、533 林班、534 林班、535 林班、536 林班、539 林班の内、540 林班、541 林班、542 林班、543 林班</p> <p>(北来満山) 537 林班、538 林班、544 林班、545 林班の内、546 林班、547 林班、548 林班の内、549 林班、550 林班の内、551 林班、552 林班、553 林班、554 林班、555 林班、556 林班</p> <p>(小国深山) 564 林班の内、565 林班、566 林班の内、567 林班、568 林班、569 林班の内、570 林班、571 林班の内</p> <p>(貝守深山) 587 林班の内、588 林班、589 林班、590 林班の内</p> <p>< 民有林 ></p> <p>(三戸町) 104 林班の内、105 林班、106 林班の内、107 林班、108 林班、109 林班、110 林班の内、111 林班の内、112 林班の内、113 林班、162 林班の内、163 林班の内、164 林班の内、165 林班の内、166 林班の内、167 林班の内、168 林班の内、169 林班の内、170 林班の内、178 林班の内、179 林班の内、182 林班の内、183 林班の内、184 林班の内、185-1 林班の内、186 林班の内、187 林班の内、190 林班の内</p> <p>(五戸町) 97 林班の内、98 林班の内、99 林班、100 林班の内、102 林班の内、103 林班の内、104 林班の内、105 林班の内、106-2 林班</p> <p>(田子町) 14 林班、15 林班の内、16 林班、17 林班の内、18 林班、19 林班の内、20 林班の内、21 林班の内、22 林班の内、24 林班の内、26 林班の内、47 林班の内、48 林班、49 林班、50 林班、51 林班、52 林班、53 林班、54 林班の内、101-2 林班の内、103 林班の内、105 林班、106 林班</p>

保 全 地 域	
森林	<p>(南 部 町)</p> <p>(旧 名 川 町) 39 林班の内、40 林班の内、41 林班の内、42 林班の内、52 林班の内、53 林班の内、54 林班の内、64 林班の内、65 林班の内</p> <p>(旧 南 部 町) 66 林班の内、67 林班の内、68 林班の内、69 林班の内、70 林班の内、71 林班の内、77 林班の内、78 林班の内、79 林班の内、80 林班、81 林班の内、90 林班の内、91 林班</p> <p>(新 郷 村) 48林班の内、71林班、72林班の内、73林班、74林班、75-1林班、75-2林班、76林班の内、78-1林班の内、78-2林班の内、82林班の内、83林班の内</p>
河川	<p>1 馬淵川<small>まべちがわ</small>の区域のうち、岩手県との県境から海に至る場所</p> <p>2 浅水川<small>あさみずがわ</small>の区域のうち、温泉沢<small>おんせんざわ</small>との合流点から馬淵川<small>まべちがわ</small>への合流点までの区域</p> <p>3 浅水川放水路<small>あさみずがわほうすいり</small>の区域のうち、浅水川からの分派点<small>ぶんぱてん</small>から馬淵川<small>まべちがわ</small>への合流点までの区域</p> <p>4 如来堂川<small>にょらいどうがわ</small>の区域のうち、三戸郡南部町大字鳥谷字大渡地内から馬淵川<small>まべちがわ</small>への合流点までの区域</p> <p>5 猿辺川<small>さるべがわ</small>の区域のうち、三戸郡三戸町大字貝守字貝守深山国有林 588 林班い 3 小班地内から馬淵川<small>まべちがわ</small>への合流点までの区域</p> <p>6 小猿辺川<small>こさるべがわ</small>の区域のうち、三戸郡三戸町大字蛇沼字千俵山地内から猿辺川<small>さるべがわ</small>への合流点までの区域</p> <p>7 かぎかけ川の区域のうち、三戸郡田子町大字田子字菖蒲谷地地内から猿辺川<small>さるべがわ</small>への合流点までの区域</p> <p>8 熊原川<small>くまはらがわ</small>の区域のうち、老鳥沢<small>ろうちようざわ</small>との合流点から馬淵川<small>まべちがわ</small>への合流点までの区域</p> <p>9 種子川<small>たねこかわ</small> (田子川<small>たっこがわ</small>を含む。) の区域のうち、黒滝沢<small>くろたきざわ</small>との合流点から熊原川<small>くまはらがわ</small>への合流点までの区域</p> <p>10 相米川<small>そうまいがわ</small>の区域のうち、三戸郡田子町大字相米字甲地地内から種子川<small>たねこかわ</small>への合流点までの区域</p> <p>11 杉倉川<small>すぎくらがわ</small>の区域のうち、杉倉沢<small>すぎくらざわ</small>との合流点から熊原川<small>くまはらがわ</small>への合流点までの区域</p>
海岸	<p>1 八戸市大字鮫町及び大字金浜の区域のうち、太平洋沿岸の一部の区域</p> <p>2 八戸市民有林 205 林班の内、207 林班の内、227 林班の内</p> <p>3 三戸郡階上町大字道仏の区域のうち、太平洋沿岸の一部の区域</p>

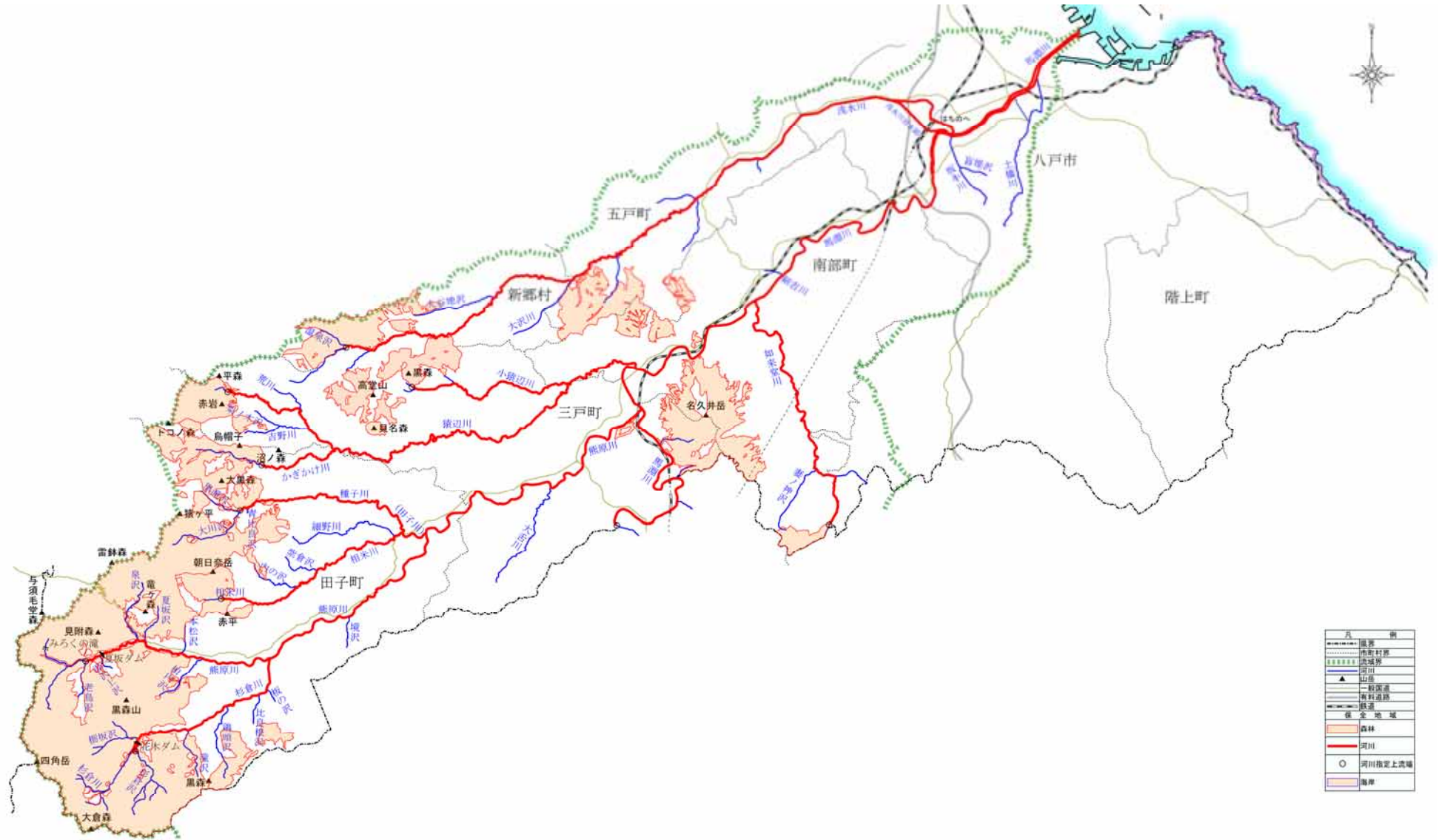


図1 馬淵川流域と保全地域指定位置図

3 保全すべき森・川・海の環境の特質の概要

上流の森林区域では、田子山地のドコノ森^{もり}、雷鉢森^{らいばちもり}、黒森山^{くろもりやま}などの非火山性の孤峰^{こほう}が地域特有の自然景観を構成している。主な植生としては、ブナ・ナラ等の天然林やスギ・カラマツ等の人工林、亜高山帯の自然植生が分布する。岩手・秋田県境の森林区域には原生的な森林生態系や優れた自然景観を有する貴重な森林が多くあることから、本来生息・生育する野生動植物の広域的なつながりを確保し、生物多様性の保全に資することを目的として「緑の回廊」に設定されている。また、熊原川上流部には、高さ 30m に達する「みろくの滝」がある。

名久井岳周辺は県立自然公園に指定されており、山頂付近のシナノキを主体とする天然林や、飛び地の三戸町城山公園にあるクリ・コナラ林、諏訪ノ平^{すわのたい}のアカマツ天然林など豊かで貴重な自然環境が残されている。特に、山頂付近の植物群落は、郷土景観を代表する植物群落であることから環境省による自然環境保全基礎調査では特定植物群落に選定されている。

熊原川合流点より上流の馬淵川では、山地間を縫うように流れ、山付き部^{やまつきぶ}、自然裸地の川原も見られ、河川上流域の景観を呈している。熊原川合流点付近より下流は大半が原始河川状となっており、大きな蛇行も見られる。蛇行の水衝部^{すいしゅうぶ}には淵が形成され、瀬やトロ場なども処々に見られる。田子山地に源を発する熊原川は中流部の三戸町で、十和田火山地に源を発する浅水川は下流部の八戸市で馬淵川に合流する。馬淵川や熊原川、猿辺川などの川沿いでは、ケヤキ、コナラ等の落葉樹林がある一方、ヤナギ、サウグルミ等の河畔林なども生い茂り、所々にヨシ群落やスギ植林が見られる。環境省レッドデータブックや青森県レッドリストに記載されている絶滅のおそれのある植物としては馬淵川上流域ではタコノアシ、熊原川ではエビネ、浅水川ではオオアカバナやスズサイコ、馬淵川下流域ではミズアオイやミクリなどが見られる。

ほ乳類は、馬淵川中下流域でイタチ、キツネ、ニホンリス、タヌキなどが確認されている。環境省レッドデータブックや青森県レッドリストに記載されている絶滅のおそれのある種としては、名久井岳山麓の法光寺や尻内橋でヒナコウモリが、櫛引八幡宮周辺でヤマコウモリが確認されている。

鳥類は、中流域の城山公園で春にはオオルリやメジロ、ウグイス、冬にはシジュウカラやキレンジャク、アカゲラなどが見られる。馬淵川では、河畔林が発達し森林と隣接している場所で、オオルリ、キビタキ、アカゲラ、オオタカ、ノスリ、ハヤブサ、オシドリなどが、水辺ではヤマセミ、カワセミ、ゴイサギ、アオサギ、カモ類などが、汽水域ではウミウ、カワウ、カンムリカイツブリ、カモ類が、開けた河川敷ではコチドリ、イソシギ、コミミズクなどが見られる。青森県レッドリストに記載されている希少種では、馬淵川ではオシドリやセグロセキレイ、カワウ、ハヤブサ、カンムリカイツブリ、チョウゲンボウなどが見られる。

魚類は、上流域の熊原川ではイワナやヤマメ、アユなど清冽^{せいれつ}な水を好む種が多く見られ、中流域ではアブラハヤ、ウグイ、ドジョウ、オイカワなど、下流域ではウグイやニゴイ、ワカサギなどが見られる。環境省レッドデータブックや青森県レッドリストに記載されている希少種として熊原川上流域ではハナカジカやスナヤツメ、馬淵川ではギバチ、中下流域ではスナヤツメやタナゴ、カジカなどが確認されている。両生類は、熊原川上流域ではクロサンショウウオが、昆虫類は浅水川でコオイムシなどが確認されている。

河川の水質は、馬淵川河口から櫛引橋までが河川B^{るいけい}類型、それより上流域がA^{せいれつ}類型に指定されており、近年は環境基準値を満足している。また、浅水川や熊原川では、環境基準の類型指定はされていないものの、水質では河川B^{るいけい}類型程度の基準を満足しており、良好な水質となっている。

蕪島かぶしまはウミネコの集団繁殖地として全国的に知られており、学術的に価値の高いものとして国指定自然記念物となっている。蕪島から南東の大久喜おおきまでの種差海岸たねさしかいがんは、海浜植物や山野草が咲き誇る中須賀なかすか、ハマナスの群生地や鳴砂で知られる大須賀浜おおすかほま、海水浴場として有名な白浜海岸しらほま、釜の口かまのくち・白岩しらいわ・弁天崎べんてんさきなどの奇岩怪石となっている岩礁など様々な景勝地を兼ね備えていることから、日本の国にとって鑑賞上価値の高い地域として、国指定名勝となっている。この種差海岸の区域に加え、芝生地帯や岩礁地帯など自然景観の変化に富む階上海岸や、北上山系の北端部に位置し広葉樹林やヤマツツジの群落がある階上岳の区域は、「種差海岸階上岳県立自然公園」に指定されている。

種差海岸周辺の植物では、ニッコウキスゲ、ノハナショウブ、ハマギク、ミチノクヤマタバコ、サクラソウなどの植物群落や海岸草本群落などが断崖地や砂丘海岸沿いに分布しており、その植生環境の特殊性から環境省の自然環境保全基礎調査では特定植物群落に選定されている。また、春にはアズマギクやハマエンドウ、夏にはキリンソウやハマナス、スカシユリ、秋にはウンランやハチジョウナ、ハマギクなど季節ごとに多くの植物や草花が見られる。

鳥類では、馬淵川河口から蕪島・種差海岸周辺にかけて、ウミネコをはじめとしてウミウ、イソヒヨドリ、ウミアイサ、スズガモなど海辺の水鳥が見られる。環境省レッドデータブックや青森県レッドリストに記載されている絶滅のおそれのある種としては、カンムリカイツブリ、コクガン、シノリガモ、コアジサシ、ハヤブサなどが見られる。

4 保全地域の土地利用、地域文化の概要

馬淵川流域の土地利用状況では、山地等が76%を占めており、水田や畑地等の農地が19%、流域全体の5%を占める宅地等市街地は八戸市に集中している。

馬淵川沿川には、東北新幹線、東北本線、八戸線、青い森鉄道、いわて銀河鉄道のほか、東北縦貫自動車道八戸線、国道4号、45号等の基幹交通ネットワークが形成されるなど交通の要衝となっている。

馬淵川支川の熊原川上流域には、郷土の森として指定された「みろくの滝親水公園」や水源の森に選定されている大黒森おおくろもりの「町民の森」、竜ヶ森りゅうがもりの山麓にある大雷鉢砂防愛ランドおおらいばち（砂防公園）が整備されている。また、熊原川向山橋付近には河川を利用したプールが整備され子どもたちに利用されている。名久井岳山麓には「ふるさとの森公園」があり、隣接する「長谷ぼたん園」とともに多くの人々が訪れる。三戸町の城山公園には、馬淵川と熊原川の合流点にある丘陵の上に位置する三戸城跡があり、県内有数の桜の名所として多くの人々が訪れる。また、馬淵川沿川では多くの河川公園があり、すみやの河川公園、ふれあい公園、馬淵川遊水地公園、馬淵川緑地公園、馬淵川水辺の楽校などが憩いと安らぎの場所として整備され、多くの住民に利用されている。

森・川・海と人との関わりとしての住民活動は、馬淵川流域の名久井岳山麓では「三戸町馬淵川を愛する会」による植樹活動が毎年行われている。自然体験学習では、名川チェリリン村で県、三八地区林業・木材産業振興協議会主催による「緑の少年団グリーンジャンボリー」で子どもたちによる間伐体験や自然観察会が、南部町主催による「ふるさと楽習がくしゅうキャンプ」ではツリーイングなどの自然体験が行われている。このほか、「田子町立清水頭小学校」では大黒森の清掃活動や種子川での水生生物調査を、浅水川中流域では「五戸高校」生徒が「NPO法人森・川・海的环境保全ネット八戸」の協力のもと広葉樹の植樹活動を行っている。

馬淵川での住民活動では、県ふるさとの水辺サポーターに認定されている「馬淵川を愛する会」

が南部町を流れる馬淵川の清掃活動を行う「馬淵川クリーン作戦」を毎年開催しているとともに、馬淵川を軸とした地域交流活性化を目的として「馬淵川川下りを楽しむ会」を開催し、いかだやボート、カヌーなどでの川下りを行っている。また、「馬淵川さけ・ます増殖漁業協働組合」では、地元小学校児童を対象にサケの稚魚放流体験や採卵体験を実施している。下流河川敷にある馬淵川水辺の楽校「ピチャピチャランド」では、「NPO法人水辺の楽校まべち」主催のもと水生生物調査・野鳥の観察会や植栽活動、馬淵川をゴムボートで下る「まべちがわ親子川下り」等を実施している。

馬淵川支川の熊原川では、田子町6自治会で構成する「熊原川源流を守る連絡協議会」が田子町を流れる熊原川の河川清掃活動を毎年実施している。また、水辺環境への意識を高めることを目的とした県水辺再発見推進事業では、「田子町立上郷小学校」が簡易水質調査を実施している。浅水川では、「五戸町立南小学校」児童が「小川原湖自然楽校」協力の下、タイヤチューブやカヌーを使った川下りを行い、ふるさとの川への意識啓発を行っている。

県南部地域河川流域の市町村で構成する「南部ふるさとの川連携協議会」は豊かな地域づくりを目的として、流域小学校児童を対象とした「ふるさとの川・みず調査」や河川清掃を行う「ふれあいクリーン作戦」を実施している。また、「馬淵川水系水質汚濁対策連絡協議会」では、流域小学生による川をきれいにするポスターを作成し、水質汚濁対策の啓蒙活動を行っている。このほか魚類資源の保護として、「三戸町漁業協同組合」では毎年馬淵川へアユやヤマメの稚魚を放流している。

海岸の区域では、「はちのへ小さな浜の会」が葦毛崎から白浜海岸までの区域の清掃活動を毎月行っており、特に定期清掃を行っている大須賀浜は鳴砂海岸に認定され、平成19年9月には全国鳴砂ネットワーク主催のもと、鳴砂の保全活用と次世代への継承について考える「全国鳴砂サミット in はちのへ」を共催した。清掃奉仕活動は、「八戸南高校」や「八戸うみねこライオンズクラブ」、「のぞみ園」等が蕪島周辺を、種差海岸では「八戸水産高校」や「八戸市立大久喜小学校」が定期的実施している。また、八戸市の市民講座「鷗盟大学」のメンバーが「種差海岸ボランティアガイドクラブ」等の協力の下、種差海岸の外来植物駆除活動を、「鮫の自然を守る会」は種差海岸の植物を守るため毎週巡視活動を行っている。このほか「八戸市立種差小学校」は県主催の景観学習教室で種差海岸の景観を守る大切さについて学び、「八戸短期大学」は白浜海岸において毎年授業の一環として砂浜彫刻づくりに取り組んでいる。

八戸・三戸地域は、「是川石器時代遺跡」などの縄文遺跡や古代の「丹後平古墳群」に見られるように、太古の昔から生活が営まれ開けてきたほか、三戸南部氏が居城を構えた内陸部の三戸をはじめ、南北朝時代の根城南部氏や、南部直房を初代藩主とした八戸藩の城下町八戸市を中心に栄えてきた地域である。そのため、南北朝時代の史跡「根城跡」や、南部総鎮守である「櫛引八幡宮」とその「宝物殿」、日本一大きい三重の塔のある「法光寺」、桃山様式の華麗な建造物の「南部利康霊屋」などの文化遺産が多数点在している。

約280年余りの歴史と伝統を誇る日本一の山車祭り「八戸三社大祭」や、南部地方に古くから伝わる春を告げる豊年祈願の祭「えんぶり」などの伝統行事は国の重要無形民俗文化財に指定されている。このほか、「南部まつり」、「名川秋まつり」、「さんのへ秋まつり」、「田子神楽」など馬淵川流域には郷土色豊かな祭や伝統行事がある。

5 保全の方針その他保全に関する基本的な事項

(1) 保全の目標

森、川、海は、地域住民の生活と結びついて、様々な説話、風俗習慣等の地域文化を形成してきたが、保全地域は、特に流域の特色を有する貴重な財産であることから、流域に関わるすべての人がその価値を正しく認識し、それを大切にす気持ち、ふるさとの森と川と海との共生を積極的に図るといふ考えの下に連携して一体的な取り組みを行うことにより、ふるさとの森と川と海の保全に努める。また、森・川・海の保全及び創造においては、できる限り自然の状態を維持するといふ基本の下に、流域の特質に配慮し、適切に実施する。

このことにより、馬淵川流域の森・川・海が、四季折々の変化に富んだ豊かで美しい自然に彩られ、様々な生物を育み、その中で地域住民が潤いと安らぎを得ながら暮らせる特色のある馬淵川流域の姿を実現する。

(2) 保全施策

上記の目標達成に向けて、次の施策を実施する。

ア パートナーシップによる連携体制の構築

保全施策の推進に当たっては、流域の視点から地域住民、事業者、民間団体、関係市町村、国及び県が協力して一体的に進めることが必要であることから、馬淵川流域における連携体制の構築を図る。

イ 定期的な観察・巡視・調査と適切な管理

保全地域を中心に馬淵川流域の良好な環境を保全するために、定期的な森・川・海の観察・巡視・調査を行い、適切な管理を行う。

ウ 人との積極的な関わり合いの場の活用

関係機関と連携し、環境学習の場等として活用を推進し、森・川・海の保全への理解を育む。さらに、地元と関係機関の連携による各区域での体験学習等の取り組みを推進し、森・川・海の一体的な保全への理解を深める。

エ 特定行為に対する適切な対処

特定行為の届出については、内容を的確に把握し、適切な指導・勧告を通じて保全上の適切な方向への誘導を図る。

なお、特定行為の届出の適用除外となる森林法、河川法、県自然環境保全条例等の法令に基づく許認可等においては、各法に基づく保全上の審査を行うことにより、ふるさとの森と川と海の保全を図る。

オ あるべき姿に向けた適切な創造の推進

創造施策においては、馬淵川流域の過去を考察し、多様な生物が生息・生育する森と川と海的环境を持続可能な状態で次の世代に引き継げるように取り組む。

(3) 岩手県との連携

馬淵川の本県より上流部分は、「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定している岩手県に属することから、岩手県条例に基づく基本計画「カシオペア連邦流域ビジョン」(二戸地方振興局)の基本目標「未来へつなぐ健全な水と緑の保全」、同じく「米代川・^{よねしろがわ}馬淵川上流水系流域基本計画」(盛岡地方振興局)の基本目標「みんなでつくる恵み豊かな水と緑の大地」との連携の下、保全施策を実施する。

第2 ふるさとの森と川と海の保全についての施策に関する事項

1 清流管理指針

保全地域内の河川において、河川の状況を的確に把握するための指針、保全施策のための指標とする。

なお、本指針では下記の2つの方法で管理を行う。

ア 公共用水域水質測定

馬淵川では各観測地点において、「生活環境の保全に関する環境基準」に定める項目について水質測定を国・県・八戸市が継続的に行う。

イ 日常的な清流管理

ふるさと環境守人、河川愛護モニター、地域住民等により日常的な管理を行う。

(1) 清流管理の基本的事項

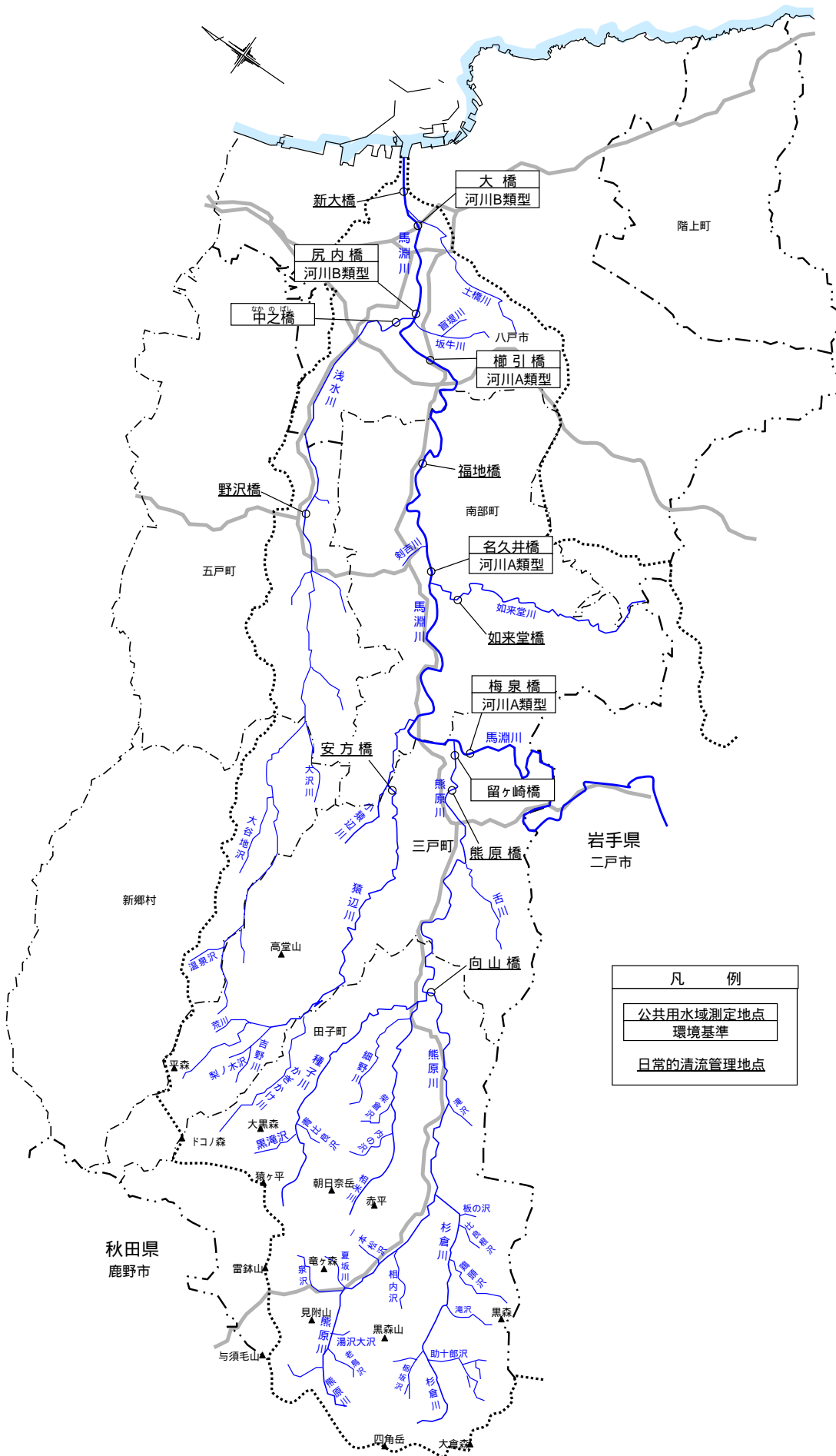
ア 管理区間

管理区間は、保全地域指定で定めた河川のうち下表の地点とする。

表2 公共用水域水質測定地点及び日常的清流管理区間

区 分	管理地点及び管理区間
公共用水域水質測定	<small>おおはし</small> 大橋（馬淵川） <small>しりうちばし</small> 尻内橋（馬淵川） <small>なかの</small> 中之橋（浅水川） <small>くしびきばし</small> 櫛引橋（馬淵川） <small>なくいばし</small> 名久井橋（馬淵川） <small>とめがさきばし</small> 留ヶ崎橋（熊原川） <small>ばいせんばし</small> 梅泉橋（馬淵川）
日常的清流管理	<small>しんおおはし</small> 新大橋付近（馬淵川） <small>ふくちばし</small> 福地橋付近（馬淵川） <small>のざわばし</small> 野沢橋付近（浅水川） <small>にょらいどうばし</small> 如来堂橋付近（如来堂川） <small>やすかたばし</small> 安方橋付近（猿辺川） <small>くまはらばし</small> 熊原橋付近（熊原川） <small>むかいやまばし</small> 向山橋付近（熊原川）

注：管理地点及び管理区間は図2のとおり



凡 例	
公共用水域測定地点	公共用水域測定地点
環境基準	環境基準
日常的清流管理地点	日常的清流管理地点

図2 管理区間位置と公共用水域水質測定地点

イ 管理内容

現在の良好な自然環境を将来にわたり維持し、保全していくためには以下の管理を国、県、八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村及び流域住民が一体となって維持管理していくこととする。

保全地域の管理については、継続的に水質やゴミ投棄等の現状把握を実施するとともに巡視等により管理を行う。

(ア) 管理の内容

- ・ 水質の把握
- ・ ゴミの投棄や汚濁排水状況の把握
- ・ その他河岸の状況の把握

(イ) 管理の方法

参加型・学校の総合的な学習の時間等を活用するほか、今後の地元協議により役割分担を行う。

(2) 清流管理のための指標

ア 管理指標の設定

(ア) 公共用水域水質測定

公共用水域において定められている水質基準「生活環境の保全に関する環境基準」の5項目(pH・BOD・SS・DO・大腸菌群数)を指標とする。

(イ) 日常的な清流管理

水 量

目視による湧水時の流量を指標とする。

水 質

流水の性状(透視度、臭気等)を指標とする。

魚 類

魚類の生息状況(生息範囲、行動、浮上死など)を指標とする。

水生生物

表3「水生生物による水質判定」に示された種を指標とする。

イ 管理すべき基準値と清流管理の目安

(ア) 公共用水域水質測定

表4に示す生活環境の保全に関する環境基準を満足すること。

(イ) 日常的な清流管理

水 量

湧水時に瀬^せ涸れ等が生じないこと。

水 質

透視度、臭気等の異常がないこと。

魚 類

既存調査で確認された種の生息範囲(図3)や行動を目安とする。

浮上死等の異常が生じていないこと。

表3 水生生物による水質判定

水質判定	指 標 生 物
きれいな水 ()	<u>カワゲラ</u> <u>ヒラタカゲロウ</u> <u>ナガレトビケラ</u> ヤマトビケラ <u>ヘビトンボ</u> <u>ブユ</u> <u>アミカ</u> <u>サワガニ</u> <u>ウズムシ</u>
少しきたない水 ()	<u>コガタシマトビケラ</u> オオシマトビケラ <u>ヒラタドロムシ</u> <u>ゲンジボタル</u> <u>コオニヤンマ</u> ヤマトシジミ <u>イシマキガイ</u> <u>カワニナ</u> <u>スジエビ</u>
きたない水 ()	ミズカマキリ <u>タイコウチ</u> <u>ミズムシ</u> <u>イソコツブムシ</u> ニホンドロソコエビ <u>タニシ</u> <u>ヒル</u>
大変きたない水 ()	セスジユスリカ <u>チョウバエ</u> <u>アメリカザリガニ</u> <u>サカマキガイ</u> <u>エラミミズ</u>

下線部は、現地調査において確認されている種

表4 公共用水域水質測定地点と環境基準

水質測定地点	生活環境の保全に関する環境基準
ばいせんばし 梅泉橋 なくいばし 名久井橋 くしびきばし 櫛引橋	河川環境基準 A 類型 pH：6.5 以上 8.5 以下 BOD：2 mg/ 以下 SS：25 mg/ 以下 DO：7.5 mg/ 以上 大腸菌群数：1,000 MPN/100m 以下
しりうちばし 尻内橋 おおはし 大橋	河川環境基準 B 類型 pH：6.5 以上 8.5 以下 BOD：3 mg/ 以下 SS：25 mg/ 以下 DO：5 mg/ 以上 大腸菌群数：5,000 MPN/100m 以下

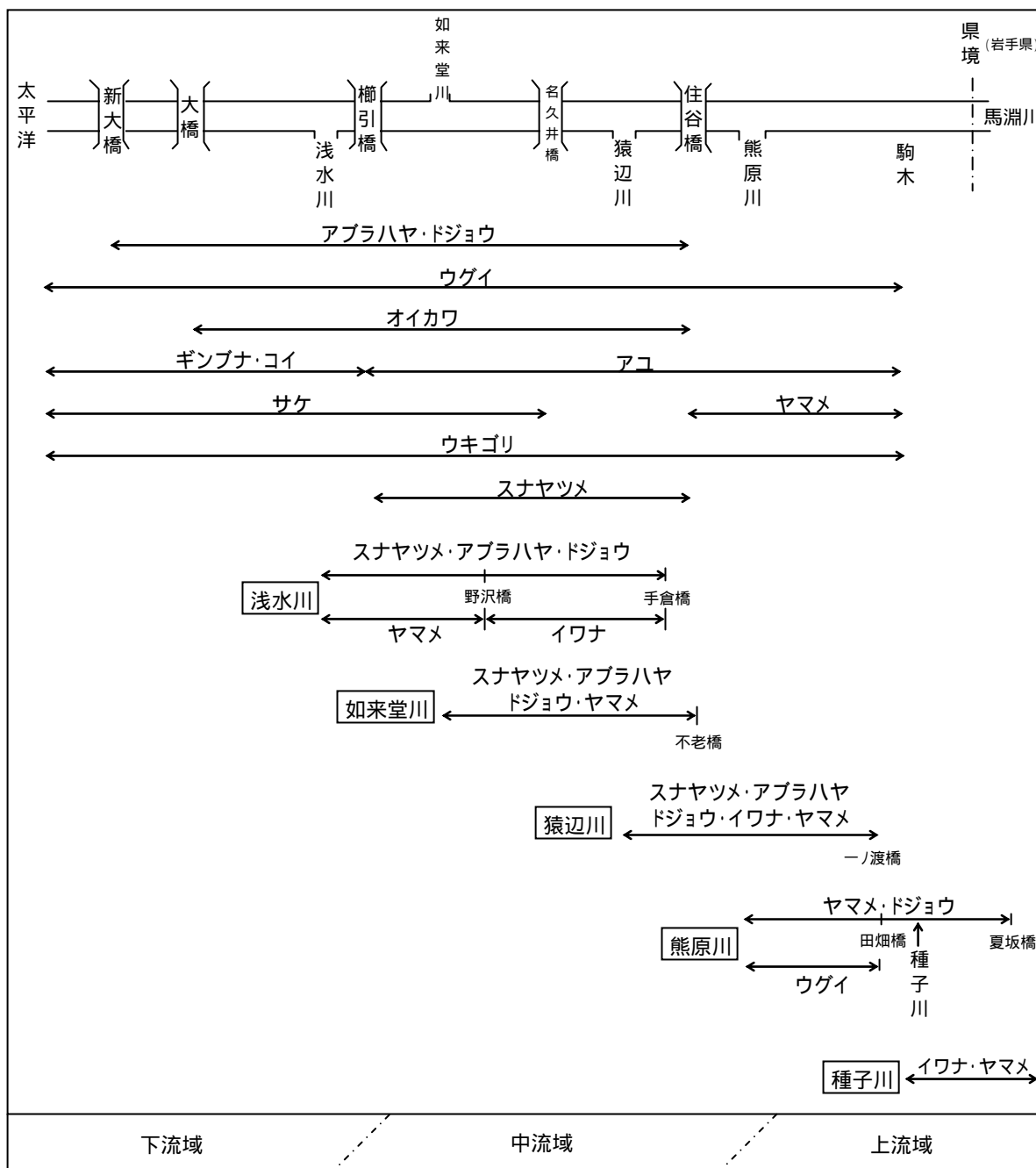


図3 既存調査による魚類の生息範囲の目安

注1：馬淵川の上・中・下流域区分は、河川形態により以下のとおりとした。

- 上流域：県境から熊原川合流点までの区域
- 中流域：熊原川合流点から櫛引橋までの区域
- 下流域：櫛引橋から河口までの区域

注2：図3の魚類は、現地調査時の確認種である。

2 森・川・海の主要な要素を保護するための事項

(1) 森林の区域

ア 森林は、地域における貴重な産業・観光・自然資源であることから、区域の大半を占める国有林野と連携を図りながら森林の公益的機能が持続的に発揮されるよう努める。また、地域住民など県民参加の植樹や育樹を通じて「森づくり」の活動を推進し、地域に開かれた適切な森林の保全・育成に努める。

イ 植樹・育樹の各種イベントなどの推進を通じ、森・川・海のつながりの重要性の普及啓発を図るとともに、森の保全・育成を担う森林ボランティアなどの人材や担い手の育成を図る。

ウ 馬淵川流域の優れた自然環境の保全を図るため、ふるさと環境守人、森林保全巡視員、地域住民等の連携により巡視活動等を推進する。

エ 田子町の「郷土の森」や大黒森「町民の森」等において、地域住民及び流域外の人々が共に自然と親しみ、憩いやすらぐ場、自然環境教育・学習の場としての活用を推進する。

(2) 河川の区域

ア 馬淵川ではギバチ、熊原川ではハナカジカやクロサンショウウオなどの希少種が生息し、沿川ではオシドリやカワウなど希少な水鳥が見られるなど多種多様な動植物の生息・生育の場となっていることから、これらの生物の生息・生育環境の保全を図るため、ふるさと環境守人、河川愛護モニター、河川監視員、鳥獣保護員、地域住民等との連携により巡視活動等を推進する。

イ 馬淵川は八戸・三戸地方の生活の基盤や歴史、文化、風土を形成し育んできたものであることから、自然とのふれあい、歴史、文化、環境学習ができる場など人と河川が豊かにふれあえるような場の確保に努める。

ウ 馬淵川は良好な水質を維持していることから、河川の利用状況や沿川地域の水利用状況などを考慮しながら、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、生活排水対策など地域住民との連携を図り、良好な水質を次代に引き継げるように努める。

エ 河川環境に関する維持管理については、定期的に保全地域を中心としたパトロールを実施する。また、地域住民や市民団体等と幅広く情報共有し、住民参加による環境保全活動や河川清掃、河川愛護活動を推進し、良好な水環境の保全に努める。

オ 地域住民等の理解と協力により、河川等で見られる魚類及び植物のよりよい生息・生育環境の維持・保全並びに河川の美化・水質の向上・維持に努める。また、子どもたちの水質調査活動やNPO法人等の環境活動などにより、河川の自然環境の保全を推進する。

(3) 海岸の区域

ア 国指定名勝に指定されている種差海岸は、白砂青松、大小の岩礁、小島が交互に続き、春から秋にかけては、海浜植物が咲き乱れるなど優れた景観を呈していることから、これらの景観の維持・保全に努める。

イ 蕪島や種差海岸をはじめとする海岸の区域は、多くの野鳥の飛来・生息地となっており、希少な種も多く見られることから地域住民による野鳥観察が行われ、良好な海岸の環境が保全されるように努める。また、希少な野鳥が産卵する場所もあることから、特に産卵期には周辺的环境に配慮する。

ウ 種差海岸では、断崖海岸等の特殊な立地に見られる植物群落が数多く見られることから、

これらの群落と生育環境を保全するため、ふるさと環境守人、河川監視員、種差海岸保護指導員、NPO法人、地域住民等との連携により巡視活動等を推進する。

エ 大須賀浜は全国でも数少ない鳴砂海岸であることから、この環境の保全を図るため、関係機関や住民参加による海岸清掃等を推進するとともに、ゴミ投棄防止に対する啓発を図る。

オ 種差海岸の区域は、観光客をはじめ多くの人を訪れる場所であることから、行政と地域住民が連携して、海岸利用者のモラルやマナーの向上を図るとともに、適正な海岸利用のルールづくりや、地域住民やボランティアの参加・協力の体制づくりなどを図り、美しく快適な海岸づくりを進める。

(4) 全般的な保全施策

ア パートナーシップによる取組の積極的な推進

(ア) ふるさとの水辺サポーター制度による清掃活動などの活動を推進し、保全地域を中心に森・川・海での住民参加・協力による保全に取り組む。

(イ) 流域の小学校児童による環境学習と連携し、清流管理指針の水生生物調査・水質調査などを実施するとともに、地域住民等と連携しながら指標項目調査を行う。また、水質調査活動のPR等により、生活排水対策等に対する普及啓発を図る。

(ウ) 地域住民等と行政が協働してパンフレットの作成・配布等を行うなど地域住民等に対する保全計画への理解と保全意識の高揚を図る。

イ 民間団体等の自発的活動の促進

(ア) 調査研究の推進を図るため、民間団体等に対する各種助成制度や関係情報の提供等を行う。

(イ) シンポジウムや講演会、学習会の開催など民間団体等の自発的活動の場を提供する。

ウ ふるさと環境守人による支援

ふるさと環境守人は地域住民等のボランティア活動、環境学習等への支援を行う。

(5) あるべき姿に向けた適切な創造

ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資する森・川・海づくりに当たっては、「県民の豊かで潤いのある生活の礎となるふるさとの森と川と海を守り、これを揺るぎない形で次の世代に引き継ぐ」との条例の理念を尊重する。

森林、河川及び海岸の一体的整備その他必要な施策を行う際には、馬淵川流域の過去を考察しながら、できる限り自然の状態を維持し、かつての馬淵川流域に近づくように次のとおり取り組む。

ア もともとの姿を参考とした森・川・海づくり

ふるさとの森と川と海は、人と自然が調和の取れた状態で共存している貴重な場であることから、創造する際にはもともとの森や川や海の自然の持続力・状態を参考にし、人も含めた生態系の活動バランスに配慮した森づくりや川づくり、海づくりを推進する。

イ 自然の作用を最大限に活用した森・川・海づくり

(ア) 森・川・海自身がつくる作用を最大限に活用し、多様な形状の保全・復元に努める。

(イ) 海岸については、岩礁や砂浜の持つ自然の消波機能を活用するとともに、貴重な自然環境の保全に配慮した施設整備に努める。

(ウ) 河川の水や土砂の流れの確保に努める。

ウ 注目すべき生物の保存を確保する森・川・海づくり

希少種や絶滅のおそれのある生物、地域の良好な環境を代表する生物を含めた生態系を保全する視点に立った事業実施に努める。

エ 地域住民との対話による森・川・海づくり

馬淵川流域の特性に応じた森・川・海づくりを行うに当たって、地域住民等の知見・情報を活用するとともに、地域住民等との連携や役割分担により取り組む。

オ 関係行政機関の連携強化による森・川・海づくり

関係行政機関との連携を密にし、個々の事業者が関連する整備を行う場合には十分な調整を図る。

カ 持続可能な森づくり

中・下流域に存する育成途上の森林については、^{かんばつ}間伐など適正な保育を推進するとともに、^{ふくそうりん}広葉樹の植栽や複層林への誘導など多様な森林の造成を図る。また、天然林においても^{たくはつせきよう}択伐施業などによる適切な施業を行い、公益的な機能を持続的に発揮する森林づくりに取り組む。

キ 上下流方向、横断方向の連続した環境条件を確保した川づくり

(ア) 上下流方向、横断方向の連続した環境条件を確保するとともに、周辺のネットワークを断ち切らないように努める。

(イ) 河畔林を保全するとともに、連続性の確保に努め、森と川と海を結ぶ回廊となるように配慮する。

(ウ) 魚類等の^{そじょう}遡上・降下に影響のある河川横断工作物の改築に当たっては構造を見直し、森と川と海のつながりの確保を図る。

ク 連続した環境条件を確保した海づくり

(ア) 海岸と海域、陸域、河川などとの空間的な連続性、環境変化の時間的連続性、動植物の生息・生育の場や多様性及び変動性に留意する。

(イ) 繁殖場、生育場、生息場等になっている多様な場を確保するとともに、その場を構成する環境要素や場のつながりを適正に維持する。

ケ ^{かんばつざい}間伐材を利用した川づくり

森林担当部局、河川・砂防事業担当部局は、お互いに連携して間伐材の需給情報を交換し、地域で供給される間伐材を有効利用し「森を育む川づくり」を推進する。

コ 川づくりにおける事業実施後の継続的なモニタリングの実施

事業実施後の状況を継続的に調査し、その効果を検証する。

サ 森・川・海の自然とのふれあいの場の確保

(ア) 子どもたちをはじめ地域住民が森・川・海とのふれあいを通じて、自然のすばらしさや大切さを感じることができる自然体験の場、遊びの場、憩い・やすらぎの場、交流の場を創出する。

(イ) 誰もが安全に川辺や海辺に近づき、身近に自然にふれることができるような整備を推進する。

(ウ) 施設整備を行うに当たっては、地域にふさわしいものにする。

3 森・川・海の維持・管理に関する事項

(1) 現地での維持管理内容

ア ふるさと環境守人による巡視

ふるさと環境守人は、巡視の日時、区域、経路及び方法を設定し、巡視する。

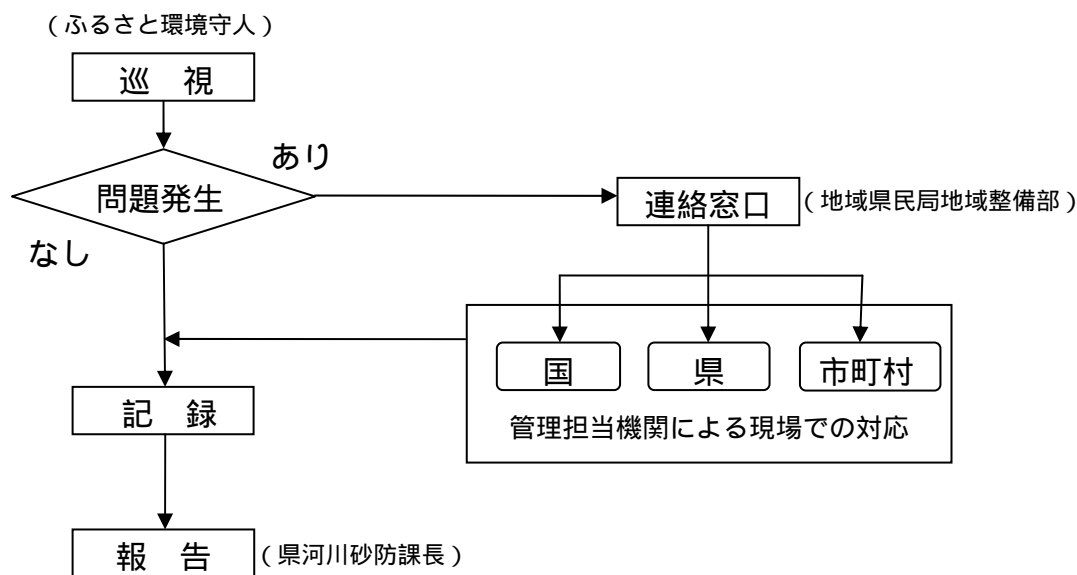
イ 報告

ふるさと環境守人は、無届特定行為や森・川・海の保全に支障を及ぼす事態といった問題発生を発見・通報するとともに、保全地域の状況を記録し、県（河川砂防課長）に報告する。

ウ 問題発生時の対応

問題発生時は、連絡窓口から森・川・海の管理担当関係機関に対して連絡を行い、管理担当機関が現場で対応する。

(2) 現地管理体制と役割分担



4 管理上必要な保全施設の整備に関する事項

保全地域標示看板の設置

標示看板には、保全地域の名称、保全地域の範囲、保全地域の特質及び特定行為の内容を表示することとし、必要に応じて生息する生物等の写真等を表示する。